



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 10 月 1 日 (木曜日) 号外 第 29 号

発 行 宮 崎 県
 印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
 K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
 購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

条 例	頁	例	頁
○宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例……………(経・産・数・課) 2		例……………(財政課) 7	
○職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例……………(人事課) 5		○宮崎県税条例の一部を改正する条例……………(税務課) 12	
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………(") 5		○宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例……………(市町村課) 17	
○知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例……………(") 7		○恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例(総務事務センター) 17	
○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条		○宮崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例……………(こども政策課) 18	
		○地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………(警察本部) 18	

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 (条例第31号)

1 制定の理由及び主な内容

自転車の安全で適正な利用について、基本理念、県の責務等及び自転車の安全で適正な利用を促進するための施策の基本的事項を定めることにより、自転車の関係する交通事故の防止及び被害者の保護を図り、県民等が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的に、条例を制定することとしました。

2 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。

◎ 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例 (条例第32号)

1 改正の理由及び主な内容

会計年度任用職員に係るサービスの宣誓について、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (条例第33号)

1 改正の理由及び主な内容

新型コロナウイルス感染症に係る感染症予防等手当の特例を定めるほか、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日等

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行し、令和2年3月4日から適用することとしました。

◎ 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例 (条例第34号)

1 改正の理由及び主な内容

地方自治法施行令の改正に伴い、海区漁業調整委員会の委員に係る損害賠償責任の限度額について、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和2年12月1日から施行することとしました。

◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 (条例第35号)

1 改正の理由及び主な内容

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- (2) 肥料取締法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- (3) 家畜改良増殖法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- (4) 家畜伝染病予防法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- (5) 飼料分析の対象拡大に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- (6) 漁業法の改正に伴い、沿岸漁場管理団体指定申請手数料の新設等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県税条例の一部を改正する条例（条例第36号）

1 改正の理由及び主な内容

新型コロナウイルス感染症等に係る寄付金税額控除の特例の創設や法人県民税法人税割の超過課税措置の適用期限の延長等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和3年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（条例第37号）

1 改正の理由及び主な内容

漁業法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和2年12月1日から施行することとしました。

◎ 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例（条例第38号）

1 改正の理由及び主な内容

漁業法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和2年12月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県安心子ども基金条例の一部を改正する条例（条例第39号）

1 改正の理由及び主な内容

安心して子どもを産み育てられる社会づくりを推進するため、宮崎県安心子ども基金の設置期間を延長するための改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第40号）

1 改正の理由及び主な内容

新型コロナウイルス感染症対策に係る手当の特例を定めるほか、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、令和2年7月1日から適用することとしました。

条 例

宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例をここに公布する。

令和2年10月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第31号

宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、本県における自転車の安全で適正な利用について、基本理念を定め、並びに県及び自転車利用者の責務並びに県民等、事業者及び交通安全団体の役割を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策の基本的事項を定めることにより、これらの者が相互に連携した取組を推進し、自転車の関係する交通事故の防止及び被害者の保護を図り、県民等が安全で安心し

て暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車利用者 道路(法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。)において自転車を利用する者をいう。
- (3) 自動車等 法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (4) 県民等 県内に居住し、滞在し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (5) 交通安全団体 交通安全に関する普及啓発活動を行う法人その他の交通安全に関する団体をいう。
- (6) 学校等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。
- (7) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。
- (8) 自転車損害賠償責任保険等 自転車の利用により生じた他人の生命又は身体の損害を填補することができる保険又は共済をいう。

(基本理念)

第3条 自転車の安全で適正な利用は、県、自転車利用者、県民等、事業者、交通安全団体その他の関係者及び関係団体がそれぞれの責務又は役割を果たし、自転車に関係する交通事故の防止及び被害者の保護を図ることを旨として促進されなければならない。

2 自転車の安全で適正な利用は、歩行者、自転車利用者及び自動車等の運転者が、交通法規を理解するとともに、それぞれの特性について相互に理解し、配慮し合うことで、本県における交通の安全性を高め、もって県民等が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを旨として促進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、自転車利用者、県民等、事業者、交通安全団体及び市町村並びに国と相互に連携し、及び協力して、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的に策定し、実施するものとする。

2 県は、自転車利用者、県民等、事業者、交通安全団体及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自転車利用者の責務)

第5条 自転車利用者は、自転車が車両(法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。)であることを認識し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 交差点内を通行しようとするときは、信号機、道路標識及び道路標示を遵守するほか、当該交差点の状況に応じて一時停止又は徐行をするなど、安全を確認して通行すること。
- (2) 夜間(日没時から日出時までの時間をいう。)においては、前照灯を点灯するとともに、法その他の自転車に関する法令(公安委員会規則を含む。以下「自転車関係法令」という。)に定める反射器材を備え付け、又は尾灯を点灯すること。
- (3) 携帯電話用装置を手で保持して通話し、若しくは操作し、画像表示用装置に表示された画像を注視し、又は傘を差しながら運転しないこと。
- (4) 自転車関係法令に定める乗車人員の制限を超えて運転しないこと。
- (5) イヤホン又はヘッドホンを使用して音楽等を聴くなど、安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で運転しないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、自転車関係法令に定める自転車の安全な利用に関する事項

2 自転車利用者は、盗難防止のため、自転車を確実に施錠するよう努めなければならない。

(県民等の役割)

第6条 県民等は、自転車の安全で適正な利用について理解を深め、職場、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用のための取組に積極的に参加するよう努めなければならない。

2 県民等は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全で適正な利用について教育及び啓発を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。

(交通安全団体の役割)

第8条 交通安全団体は、自転車関係法令の遵守についての啓発その他の自転車の安全で適正な利用を促進するための取組を自主的かつ積極的に推進するよう努めなければならない。

2 交通安全団体は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。

(県の交通安全教育等)

第9条 県は、自転車の安全で適正な利用について、県民等及び事業者が関心及び理解を深めることができるよう交通安全に関する教育及び啓発を行うものとする。

(学校等における交通安全教育等)

第10条 県は、県が設置する学校等において、当該学校等に在学する者に対し、自転車の安全で適正な利用について、その発達段階に応じた教育、指導及び啓発を行うよう努めるものとする。

2 県は、県が設置する学校等以外の学校等を設置し、又は管理する者に対し、当該学校等に在学する者に対する前項に規定する教育、指導及び啓発を行うよう協力を求めるものとする。

3 前項の場合において、県は、同項の教育、指導及び啓発が効果的に行われるよう、同項の学校等を設置し、又は管理する者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(家庭における交通安全教育等)

第11条 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用について必要な教育を行うよう努めなければならない。

2 保護者は、その監護する児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

3 高齢者(70歳以上の者をいう。次条第2項において同じ。)の家族は、当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の安全で適正な利用に関する事項について必要な配慮をするよう努めなければならない。

(乗車用ヘルメットの着用)

第12条 自転車利用者は、自転車関係法令の定めるところにより自転車に取り付けられた幼児用座席に幼児を乗車させるときは、当該幼児に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

2 高齢者は、自転車を運転するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

(自転車の点検整備)

第13条 自転車利用者、事業活動において自転車を利用する事業者及び自転車貸付業者(自転車の貸付けを業とする者をいう。次条第4項及び第15条第3項において同じ。)は、その利用し、事業の用に供し、又は貸し付ける自転車について、必要な点検及び整備(自転車の本体及びブレーキ、前照灯、反射器材その他の装備の安全性を確保するために必要な点検及び整備をいう。次項において同じ。)を行うよう努めなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

(自転車損害賠償責任保険等への加入)

第14条 自転車利用者(未成年者を除く。)は、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該自転車利用者の自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

3 事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

4 自転車貸付業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車貸付業者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

(自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等)

第15条 自転車小売業者(自転車の小売を業とする者をいう。以下この項において同じ。)は、自転車を販売し、整備し、又は修理するときは、当該自転車を購入し、又は整備若しくは修理を依頼しようとする者(以下この項において「購入者等」という。)に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。この場合において、自転車小売業者は、購入者等が当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入していることを確認できないときは、当該購入者等に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

2 事業者は、その従業者のうち、通常の通勤方法として自転車を利用するものがあるときは、当該従業者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。この場合において、当該従業者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入していることが確認できないときは、当該従業者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 自転車貸付業者が業として自転車を貸し付けるときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供)

第16条 県は、市町村、交通安全団体、自転車損害賠償責任保険等を引き受ける保険者その他の関係団体と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

2 学校等を設置し、又は管理する者は、自転車を利用する学生、生徒、児童及び幼児並びにその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(道路環境の整備)

第17条 県は、自転車の安全で適正な利用の促進を図るため、歩行者、自転車及び自動車等が安全に通行できる道路環境の整備に努めるものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

職員の仕事の宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第32号

職員の仕事の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の仕事の宣誓に関する条例（昭和26年宮崎県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年12月法律第261号）第31条及び警察法（昭和29年6月法律第162号）第56条第2項の規定に基づき、職員の仕事の宣誓に関し、必要な事項を規定することを目的とする。</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、地震、火災、風水害又はこれらに類する緊急の事態に際し必要な場合、若しくはその他止むを得ない場合においては、宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。</p> <p>3 新たに職員となった者に対する給与の支払行為は、この条例に定める宣誓が行われたあとでなければしてはならない。</p> <p>第3条 この条例に定めるものの外、必要な事項は、任命権者が定めることができる。</p>	<p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条及び警察法（昭和29年法律第162号）第56条第2項の規定に基づき、職員の仕事の宣誓に関し、必要な事項を規定することを目的とする。</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の仕事の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、地震、火災、風水害又はこれらに類する緊急の事態に際し必要な場合その他やむを得ない場合においては、宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。</p> <p>4 新たに職員となった者に対する給与の支払行為は、この条例に定める宣誓が行われた後でなければしてはならない。</p> <p>第3条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、任命権者が定めることができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の仕事の宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第33号

職員の仕事の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の仕事の宣誓に関する条例（昭和29年宮崎県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(社会福祉業務手当)</p> <p>第6条 社会福祉業務手当は、職員（給与条例第4条の規定による給料の調整額の支給を受ける者を除く。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、売春防止法（昭和31年法律第118号）又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の規定に基づき、保護、育成又は更生の措置等を必要とする者を訪問し、又は面接して福祉に関する業務に従事したとき、従事日数に応じて支給する。</p>	<p>(社会福祉業務手当)</p> <p>第6条 社会福祉業務手当は、職員（給与条例第4条の規定による給料の調整額の支給を受ける者を除く。）が次に掲げる業務に従事したとき、従事日数に応じて支給する。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、売春防止法（昭和31年法律第118号）又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の規定に基づき、保護、育成又は更生の措置等を必要とする者を訪問し、又は面接して行う福祉に関する業務</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき、保護又は育成の措置等を必要とする者を訪問し、又は面接して行う福祉に関する業務</p>

2 前項の手当の額は、従事した1日につき 600円とする。

(家畜伝染病防疫等手当)

第12条 家畜伝染病防疫等手当は、職員(知事が別に定める者を除く。)が次に掲げる作業又は検査に従事したとき、従事日数に応じて支給する。

- (1) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第 166号)第2条第1項に規定する家畜伝染病(流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ病及び鼻疽に限る。)又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項に規定する感染症(エボラ出血熱及びマールブルグ病に限る。)の病原体に汚染され、若しくは汚染されているおそれがあると認められる家畜又は動物に直接接する業務又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業
- (2) 家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病(口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに限る。)のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業

(3)~(5) [略]

2 前項の手当の額は、従事した1日につき、同項第1号に掲げる作業については 290円、同項第2号に掲げる作業については 380円、同項第3号に掲げる検査については 800円、同項第4号に掲げる作業については 370円、同項第5号に掲げる作業については 260円とする。

(有害物取扱手当)

第16条 有害物取扱手当は、職員が青酸ガス、臭化メチル、りん化アルミニウム又はクロールピクリンを使用して行うくん蒸作業に従事したとき、従事日数に応じて支給する。

2 [略]

附 則

3 削除

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第6条及び第12条(第1項第1号を除く。)の規定は令和2年4月1日から、改正後の条例附則第3項及び第4項の規定は令和2

2 前項の手当の額は、従事した1日につき、同項第1号に掲げる業務については 600円、同項第2号に掲げる業務については 950円とする。

(家畜伝染病防疫等手当)

第12条 家畜伝染病防疫等手当は、職員(知事が別に定める者を除く。)が次に掲げる作業又は検査に従事したとき、従事日数に応じて支給する。

- (1) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第 166号)第2条第1項に規定する家畜伝染病(流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ症及び鼻疽に限る。)又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項に規定する感染症(エボラ出血熱及びマールブルグ病に限る。)の病原体に汚染され、若しくは汚染されているおそれがあると認められる家畜又は動物に直接接する業務又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業
- (2) 家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病(口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザその他知事の定める家畜伝染病に限る。次号において「家畜伝染病」という。)のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業

(3) 家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業(前号の作業を除く。)で知事が定めるもの

(4)~(6) [略]

2 前項の手当の額は、従事した1日につき、同項第1号及び第3号に掲げる作業については 290円、同項第2号に掲げる作業については 380円(著しく危険であると知事が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその 100分の 100に相当する額を加算した額)、同項第4号に掲げる検査については 800円、同項第5号に掲げる作業については 370円、同項第6号に掲げる作業については 260円とする。

(有害物取扱手当)

第16条 有害物取扱手当は、職員が青酸ガス、臭化メチル、りん化アルミニウム又はクロールピクリンを使用して行うくん蒸作業に従事したとき、従事日数に応じて支給する。

2 [略]

附 則

(感染症予防等手当の特例)

3 職員が、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう。以下この項及び次項において同じ。)の患者が滞在する施設のうち知事が定めるもの又はこれに準ずる場所のうち知事が定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって知事が定めるものに従事したときは、従事日数に応じて感染症予防等手当を支給する。この場合において、第7条の規定は適用しない。

4 前項の手当の額は、従事した1日につき 3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者の身体に接触して又はこれらの者と長時間にわたり接して行う作業その他知事がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円)とする。

年3月4日から適用する。

(給与の内払)

- 2 この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例第6条の規定により令和2年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの分として支給された特殊勤務手当は、改正後の条例第6条の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第34号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年宮崎県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(知事等の損害賠償責任の限度額)</p> <p>第2条 知事等の損害賠償責任は、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）で定める基準を参酌して、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 知事等の基準給与年額に4を乗じて得た額</p> <p>(3) 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員又は公営企業管理者若しくは病院事業管理者 知事等の基準給与年額に2を乗じて得た額</p> <p>(4)～(6) [略]</p>	<p>(知事等の損害賠償責任の限度額)</p> <p>第2条 知事等の損害賠償責任は、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）で定める基準を参酌して、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 知事等の基準給与年額に4を乗じて得た額</p> <p>(3) 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、<u>海区漁業調整委員会の委員</u>、内水面漁場管理委員会の委員又は公営企業管理者若しくは病院事業管理者 知事等の基準給与年額に2を乗じて得た額</p> <p>(4)～(6) [略]</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第15条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとされた海区漁業調整委員会の委員に係る損害賠償責任の限度額については、この条例による改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第35号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(手数料)</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(218)の2 [略]</p> <p>(218)の3 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第14条第6項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の</p>	<p>(手数料)</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(218)の2 [略]</p> <p>(218)の3 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の</p>

<p>基準に係る承認申請時の適合性調査 医薬品又は医薬部外品の承認申請時 GMP 適合性調査手数料</p> <p>(218)の 4 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第14条第6項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準に係る承認取得後の適合性調査 医薬品又は医薬部外品の定期的 GMP 適合性調査手数料</p> <p>(218)の 5 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第14条第9項の規定に基づく医薬品の製造販売の承認事項の一部変更承認申請に対する審査 医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料</p> <p>(218)の 6 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第14条第9項の規定に基づく医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更承認申請に対する審査 医薬部外品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料</p> <p>(218)の 7 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第14条第9項において準用する同条第6項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準に係る承認事項一部変更承認申請時の適合性調査 医薬品又は医薬部外品の承認事項一部変更承認申請時 GMP 適合性調査手数料</p> <p>(218)の 8～(298) [略]</p> <p>(299) <u>肥料取締法</u>（昭和25年法律第 127号）第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく肥料の登録 肥料登録手数料</p> <p>(300) <u>肥料取締法</u>第12条第 2 項の規定に基づく肥料の登録の更新 肥料登録更新手数料</p> <p>(301)～(318) [略]</p> <p>(319) <u>家畜改良増殖法</u>第24条の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可の申請に対する審査 家畜人工授精所開設許可申請手数料</p> <p>(320) <u>家畜改良増殖法</u>第32条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の書換え交付 家畜人工授精師免許証書換え交付手数料</p> <p>(321) <u>家畜改良増殖法</u>第32条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の再交付 家畜人工授精師免許証再交付手数料</p> <p>(322)～(324) [略]</p> <p>(325) <u>家畜伝染病予防法</u>第 8 条（同法第31条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく家畜の検査（同法第 4 条の 2 第 3 項の規定による検査及び同法第 5 条第 1 項の規定による監視伝染病の発生を予察するための検査を除く。）、注射又は投薬を行ったことの証明書の交付 家畜検査証明書、家畜注射証明書又は家畜投薬証明書の交付手数料</p> <p>(326)～(329) [略]</p> <p>(330) 宮崎県畜産試験場において行う <u>自給飼料分析</u> 畜産試験場自給飼料分析手数料</p> <p>(331)～(337) [略]</p>	<p>基準に係る承認申請時の適合性調査 医薬品又は医薬部外品の承認申請時 GMP 適合性調査手数料</p> <p>(218)の 4 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準に係る承認取得後の適合性調査 医薬品又は医薬部外品の定期的 GMP 適合性調査手数料</p> <p>(218)の 5 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第14条第13項の規定に基づく医薬品の製造販売の承認事項の一部変更承認申請に対する審査 医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料</p> <p>(218)の 6 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第14条第13項の規定に基づく医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更承認申請に対する審査 医薬部外品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料</p> <p>(218)の 7 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第14条第13項において準用する同条第7項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準に係る承認事項一部変更承認申請時の適合性調査 医薬品又は医薬部外品の承認事項一部変更承認申請時 GMP 適合性調査手数料</p> <p>(218)の 8～(298) [略]</p> <p>(299) <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>（昭和25年法律第 127号）第 4 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく肥料の登録 肥料登録手数料</p> <p>(300) <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>第12条第 2 項の規定に基づく肥料の登録の更新 肥料登録更新手数料</p> <p>(301)～(318) [略]</p> <p>(319) <u>削除</u></p> <p>(320) <u>家畜改良増殖法</u>第23条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の書換え交付 家畜人工授精師免許証書換え交付手数料</p> <p>(321) <u>家畜改良増殖法</u>第23条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の再交付 家畜人工授精師免許証再交付手数料</p> <p><u>(321)の 2 家畜改良増殖法</u>第24条の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可の申請に対する審査 家畜人工授精所開設許可申請手数料</p> <p>(322)～(324) [略]</p> <p>(325) <u>家畜伝染病予防法</u>第 8 条（同法第31条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく家畜の検査（同法第 4 条の 2 第 3 項の規定による検査及び同法第 5 条第 1 項の規定による監視伝染病の発生を予察するための検査を除く。）、注射又は投薬を行ったことの証明書の交付 家畜検査証明書、家畜注射証明書又は家畜投薬証明書の交付手数料</p> <p>(326)～(329) [略]</p> <p>(330) 宮崎県畜産試験場において行う <u>粗飼料分析</u> 畜産試験場粗飼料分析手数料</p> <p>(331)～(337) [略]</p> <p>(338) <u>漁業法</u>（昭和24年法律第 267号）第57条第 1 項の規定に基づく漁業の許可の申請に対する審査 漁業許可申請手数料</p> <p><u>(339) 漁業法</u>第58条において準用する同法第47条の規定に基づく漁業許可の変更の許可の申請に対する審査 漁業許可変更許可申請手数料</p>
---	---

- (338) 漁業法(昭和24年法律第 267号) 第10条の規定に基づく漁業権の免許の申請に対する審査 漁業権免許申請手数料
- (339) 漁業法第14条第4項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定に基づく漁業権の共有の認可の申請に対する審査 漁業権共有認可申請手数料
- (340) 漁業法第22条第1項の規定に基づく漁業権の分割又は変更の免許の申請に対する審査 漁業権分割又は変更免許申請手数料
- (341) 漁業法第24条第2項の規定に基づく定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権の設定の認可の申請に対する審査 定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料
- (342) 漁業法第26条第1項ただし書の規定に基づく定置漁業権又は区画漁業権の移転の認可の申請に対する審査 漁業権移転認可申請手数料
- (343) 漁業法第36条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく休業中の漁業の許可の申請に対する審査 休業中の漁業許可申請手数料
- (344) 漁業法第65条第2項又は第66条第1項の規定に基づく漁船を使用して行う漁業に係る漁業の許可の申請に対する審査 漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請手数料
- (345) 漁業法第65条第2項又は第66条第1項の規定に基づく漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可の変更の許可の申請に対する審査 漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可変更許可申請手数料
- (345)の2 漁業法第65条第2項又は第66条第1項の規定に基づく漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可の許可証の書換え交付 漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可の許可証書換え交付手数料
- (345)の3 漁業法第65条第2項及び水産資源保護法(昭和26年法律第 313号) 第4条第2項の規定に基づく水産動植物の採捕に係る特別採捕の許可の申請に対する審査 水産動植物特別採捕許可申請手数料
- (345)の4 漁業法第65条第2項及び水産資源保護法第4条第2項の規定に基づく水産動植物の採捕に係る採捕の許可の申請に対する審査 水産動植物採捕許可申請手数料

(346)～(453) [略]

2～5 [略]

別表第2(第3条関係)

手数料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]				
299 肥料登録手数料	肥料取締法第4条第1項第7号の肥料に係るもの	[略]		

- (340) 漁業法第58条において準用する同法第56条第2項の規定に基づく漁業許可の許可証の書換え交付 漁業許可の許可証書換え交付手数料
- (341) 漁業法第69条第1項の規定に基づく漁業権の免許の申請に対する審査 漁業権免許申請手数料
- (342) 漁業法第72条第6項の規定に基づく団体漁業権の共有の認可の申請に対する審査 団体漁業権共有認可申請手数料
- (343) 漁業法第76条第1項の規定に基づく漁業権の分割又は変更の免許の申請に対する審査 漁業権分割又は変更免許申請手数料
- (344) 漁業法第78条第2項の規定に基づく個別漁業権を目的とする抵当権の設定の認可の申請に対する審査 個別漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料
- (345) 漁業法第79条第1項ただし書の規定に基づく個別漁業権の移転の認可の申請に対する審査 個別漁業権移転認可申請手数料
- (345)の2 漁業法第88条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく休業中の漁業の許可の申請に対する審査 休業中の漁業許可申請手数料
- (345)の3 漁業法第 109条第1項の規定に基づく沿岸漁場管理団体の指定の申請に対する審査 沿岸漁場管理団体指定申請手数料
- (345)の4 漁業法第 119条第2項の規定に基づく水産動植物の採捕に係る特別採捕の許可の申請に対する審査 水産動植物特別採捕許可申請手数料
- (345)の5 漁業法第 119条第2項の規定に基づく水産動植物の採捕に係る採捕の許可の申請に対する審査 水産動植物採捕許可申請手数料
- (345)の6 漁業法第 132条第2項第4号の規定に基づく特定水産動植物の採捕に係る許可の申請に対する審査 特定水産動植物採捕許可申請手数料

(346)～(453) [略]

2～5 [略]

別表第2(第3条関係)

手数料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]				
299 肥料登録手数料	肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第7号の肥料に係るもの	[略]		

		手数料				
		340 漁業許可の許可証書換え交付手数料	1件につき	1,000円		
338 [略]		341 [略]				
339 漁業権共有認可申請手数料	[略]	342 団体漁業権共有認可申請手数料				
340 [略]		343 [略]				
341 定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料	[略]	344 個別漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料				
342 漁業権移転認可申請手数料	[略]	345 個別漁業権移転認可申請手数料				
343 [略]		345の2 [略]				
344 漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請手数料		1件につき	3,000円			
345 漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可変更許可申請手数料		1件につき	1,500円			
345の2 漁船		1件につき	1,000円			

を使用 して行 う漁業 に係る 漁業許 可の許 可証書 換え交 付手数 料										
345の3・345の4 [略]					345の4・345の5 [略]					
[略]					[略]					
345の3 沿岸 漁場管 理団体 指定申 請手数 料					1件につ き		5,000円			
345の6 特定 水産動 植物採 捕許可 申請手 数料					1件につ き		3,000円			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条第1項第 319号を削除する改正規定、同項第 320号及び第 321号の改正規定、同号の次に1号を加える改正規定、別表第2の 319の項を削除する改正規定並びに同表の 321の項の次に 321の2の項を加える改正規定 公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日
- (2) 第3条第1項第 299号、第 300号及び第 338号から第 343号までの改正規定、同項第 344号から第 345号の2までを削り、同項第 343号を同項第 345号の2とし、同項第 338号から第 342号までを3号ずつ繰り下げ、同項第 337号の次に3号を加える改正規定、同項第 345号の3及び第 345号の4の改正規定、同号を同項第 345号の5とし、同項第 345号の3を同項第 345号の4とし、同項第 345号の2の次に1号を加える改正規定、同項第 345号の5の次に1号を加える改正規定、別表第2の 299の項、300の項、339の項、341の項及び 342の項の改正規定、同表の 344の項、345の項及び 345の2の項を削り、同表の 343の項を同表の 345の2の項とし、同表の 342の項を同表の 345の項とし、同表の 341の項を同表の 344の項とし、同表の 340の項を同表の 343の項とし、同表の 339の項を同表の 342の項とし、同表の 338の項を同表の 341の項とし、同表の 337の項の次に 338の項、339の項及び 340の項を加える改正規定、同表の 345の4の項を同表の 345の5の項とし、同表の 345の3の項を同表の 345の4の項とし、同表の 345の2の項の次に 345の3の項を加える改正規定並びに同表の 345の5の項の次に 345の6の項を加える改正規定 令和2年12月1日
- (3) 第3条第1項第 325号の改正規定 令和3年4月1日

宮崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第36号

宮崎県税条例の一部を改正する条例

宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 (この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用)	附 則 (この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用)
第4条 [略]	第4条 [略]

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第4条の2 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権(次項において「入場料金等払戻請求権」という。)の全部又は一部の放棄(次項において「払戻請求権放棄」という。)を同項に規定する指定期間(次項において「指定期間」という。)内にした場合には、第26条の規定にかかわらず、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に放棄払戻請求権相当額の法第37条の2第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、県民税に関する規定を適用する。

2 前項に規定する放棄払戻請求権相当額とは、同項の納税義務者がその年の指定期間内において払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額(法第37条の2第1項各号に掲げる寄附金の額及びその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。)の合計額(当該合計額が20万円を超える場合には、20万円)をいう。

(法人の県民税の法人税割の税率の特例)

第6条 昭和51年2月1日から令和8年1月31日までの間に終了する各事業年度分及び各連結事業年度分の法人税割の税率は、第30条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。

2～6 [略]

(種別割の税率の特例)

第12条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。以下同じ。)、天然ガス自動車(法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。次項第2号及び次条第2項において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車)で地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。))附則第5条第1項で定めるものをいう。次条第2項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で省令附則第5条第2項で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車)で省令附則第5条第1項で定めるものをいう。次条第2項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条第2項において同じ。))並びに自家用の乗用車(3輪の小型自動車であるものを除く。以下この条並びに次条第1項において同じ。))、法第177条の7第1項第3号イ(1)に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る第61条の規定の適用については、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

(1)・(2) [略]

[略]

2・3 [略]

4 第2項(第4号及び第5号を除く。)に掲げる自動車のうち、自家用の乗用車及び自家用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車又は事務室車に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、第2項

(法人の県民税の法人税割の税率の特例)

第6条 昭和51年2月1日から令和3年1月31日までの間に終了する各事業年度分及び各連結事業年度分の法人税割の税率は、第30条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。

2～6 [略]

(種別割の税率の特例)

第12条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。以下同じ。))、天然ガス自動車(法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。次項第2号及び次条第2項において同じ。))、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車)で地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。))附則第5条第1項で定めるものをいう。次条第2項において同じ。))、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で省令附則第5条第2項で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車)で省令附則第5条第1項で定めるものをいう。次条第2項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条第2項において同じ。))並びに自家用の乗用車(3輪の小型自動車であるものを除く。以下この条並びに次条第1項、第3項及び第4項において同じ。))、法第177条の7第1項第3号イ(1)に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る第61条の規定の適用については、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

(1)・(2) [略]

[略]

2・3 [略]

第12条の2 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車及び自家用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車又は事務室車のうち、前条第2項各号に掲げるものに対する第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車及び自家用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車又は事務室車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車及び自家用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車又は事務室車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車及び自家用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車又は事務室車が平成31年4月1日から同年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じ、同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
乗用車（3輪の小型自動車に属するものを除く。）	総排気量が1リットル以下のもの	29,500	7,500
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	34,500	9,000
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	39,500	10,000
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	45,000	11,500
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	51,000	13,000
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	58,000	14,500
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	66,500	17,000
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	76,500	19,500
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	88,000	22,000
	総排気量が6リットルを超えるもの	111,000	28,000
	電気自動車		29,500
特種用途車（キャンピング車・放送宣伝車・事務室車）	総排気量が1リットル以下のもの	23,600	6,000
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	27,600	7,000

の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

第12条の2 [略]

2 [略]

総排気量が 1.5リットル を超え 2リットル以下の もの	31,600	8,000
総排気量が 2リットルを 超え 2.5リットル以下の もの	36,000	9,000
総排気量が 2.5リットル を超え 3リットル以下の もの	40,800	10,500
総排気量が 3リットルを 超え 3.5リットル以下の もの	46,400	12,000
総排気量が 3.5リットル を超え 4リットル以下の もの	53,200	13,500
総排気量が 4リットルを 超え 4.5リットル以下の もの	61,200	15,500
総排気量が 4.5リットル を超え 6リットル以下の もの	70,400	18,000
総排気量が 6リットルを 超えるもの	88,800	22,500

4 第 1 項の規定の適用を受ける自家用の乗用車及び自家用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車又は事務室車のうち、前条第 3 項各号に掲げるものに対する第 1 項の規定の適用については、当該自家用の乗用車及び自家用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車又は事務室車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の種別割（法第 177 条の10第 1 項又は第 2 項の規定により当該自家用の乗用車及び自家用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車又は事務室車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車及び自家用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車又は事務室車が平成31年4月1日から同年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、次の表の第 1 欄及び第 2 欄の区分に応じ、同表の第 3 欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第 4 欄に掲げる字句とする。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄
乗用車（3 輪の小型自 動車に属す るものを除 く。）	総排気量が 1リットル以 下のもの	29,500	15,000
	総排気量が 1リットルを 超え 1.5リットル以下の もの	34,500	17,500
	総排気量が 1.5リットル を超え 2リットル以下の もの	39,500	20,000
	総排気量が 2リットルを 超え 2.5リットル以下の もの	45,000	22,500
	総排気量が 2.5リットル を超え 3リットル以下の もの	51,000	25,500
	総排気量が 3リットルを	58,000	29,000

	超え 3.5リットル以下のもの		
	総排気量が 3.5リットルを超え 4リットル以下のもの	66,500	33,500
	総排気量が 4リットルを超え 4.5リットル以下のもの	76,500	38,500
	総排気量が 4.5リットルを超え 6リットル以下のもの	88,000	44,000
	総排気量が 6リットルを超えるもの	111,000	55,500
	電気自動車	29,500	15,000
特種用途車 (キャンピング車・放送宣伝車・事務室車)	総排気量が 1リットル以下のもの	23,600	12,000
	総排気量が 1リットルを超え 1.5リットル以下のもの	27,600	14,000
	総排気量が 1.5リットルを超え 2リットル以下のもの	31,600	16,000
	総排気量が 2リットルを超え 2.5リットル以下のもの	36,000	18,000
	総排気量が 2.5リットルを超え 3リットル以下のもの	40,800	20,500
	総排気量が 3リットルを超え 3.5リットル以下のもの	46,400	23,500
	総排気量が 3.5リットルを超え 4リットル以下のもの	53,200	27,000
	総排気量が 4リットルを超え 4.5リットル以下のもの	61,200	31,000
	総排気量が 4.5リットルを超え 6リットル以下のもの	70,400	35,500
	総排気量が 6リットルを超えるもの	88,800	44,500

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第4条の次に1条を加える改正規定は令和3年1月1日から、附則第6条の改正規定は令和3年2月1日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例に関する経過措置)

- 2 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の行使を令和2年2月1日から地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第161号)附則第2条第1項に規定する日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して同条第2項に規定する期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、当該寄附金の支出を同法第5条第1項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄と、当該支出をした寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、この条例による改正後の宮崎県税条

例（以下「改正後の条例」という。）附則第4条の2の規定を適用することができる。

（種別割に関する経過措置）

- 3 改正後の条例附則第12条及び第12条の2の規定は、令和3年度以後の年度分の種別割について適用し、令和2年度分までの種別割については、なお従前の例による。

宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第37号

宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

宮崎県住民基本台帳法施行条例（平成14年宮崎県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	
知事以外の執行機関	事 務	知事以外の執行機関	事 務
[略]		[略]	
選挙管理委員会	公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下この項において「公選法」という。）による立候補の届出等に関する事務であって、次に掲げるもの 1 [略] 2 公選法第86条の4第1項（ <u>漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する場合を含む。</u> ）の規定による届出若しくは同条第2項、第5項、第6項若しくは第8項（ <u>漁業法第94条において準用する場合を含む。</u> ）の届出の受理又はそれらの届出に係る事実についての審査	選挙管理委員会	公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下この項において「公選法」という。）による立候補の届出等に関する事務であって、次に掲げるもの 1 [略] 2 公選法第86条の4第1項の規定による届出若しくは同条第2項、第5項、第6項若しくは第8項の届出の受理又はそれらの届出に係る事実についての審査
	公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下この項において「政令」という。）による選挙長等の告示に関する事務のうち、政令第81条（ <u>漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する場合を含む。</u> ）の規定による告示に係る者の氏名又は住所の確認		公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下この項において「政令」という。）による選挙長等の告示に関する事務のうち、政令第81条の規定による告示に係る者の氏名又は住所の確認
[略]		[略]	

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第38号

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和32年宮崎県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の意義)</p> <p>第 1 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この条例において「他の都道府県の職員」とは、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下「退職年金条例」という。）の適用を受ける者（他の都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第 135号）第 1 条及び第 2 条に規定する者を含む。）のうち次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 漁業法（昭和24年法律第 267号）第85条第 6 項に規定する海区漁業調整委員会の書記、同法第 109条において準用する同法第85条第 6 項の規定により置かれる連合海区漁業調整委員会の書記及び同法第 132条において準用する同法第85条第 6 項の規定により置かれる内水面漁場管理委員会の書記</p> <p>(11)～(24) [略]</p> <p>4 [略]</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第 1 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この条例において「他の都道府県の職員」とは、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下「退職年金条例」という。）の適用を受ける者（他の都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第 135号）第 1 条及び第 2 条に規定する者を含む。）のうち次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 漁業法（昭和24年法律第 267号）第 137条第 6 項に規定する海区漁業調整委員会の書記、同法第 151条において準用する同法第 137条第 6 項の規定により置かれる連合海区漁業調整委員会の書記及び同法第 173条において準用する同法第 137条第 6 項の規定により置かれる内水面漁場管理委員会の書記</p> <p>(11)～(24) [略]</p> <p>4 [略]</p>

附 則

この条例は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

宮崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 10 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第39号

宮崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例

宮崎県安心こども基金条例（平成21年宮崎県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>2 この条例は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>2 この条例は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 10 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第40号

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和33年宮崎県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給日)</p> <p>第 7 条 [略]</p> <p>附 則</p> <p>4 [略]</p>	<p>(支給日)</p> <p>第 7 条 [略]</p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>4 [略]</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための手当の特例)</u></p> <p><u>5 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に規定するものをいう。）にかかっている被留置者又はこれ</u></p>

に類する者として公安委員会が定めるもの（以下「感染被留置者等」という。）に係る作業であって公安委員会が定めるものに従事したときは、第2条の規定にかかわらず、特殊勤務手当として従事日数に応じて防疫等作業手当を支給する。

6 前項の手当の額は、従事した日1日につき、3,000円（感染被留置者等に接触して又はこれらの者と長時間にわたり接して行う作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。ただし、感染被留置者等と接することを伴わない作業に従事した場合は、290円とする。

7 附則第5項に規定する手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、これにより難い場合は、公安委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の附則第5項から第7項までの規定は、令和2年7月1日から適用する。

